

### 学生納付特例制度

日本国内に住むすべての人は、20歳になった時から、国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務付けられますが、所得の少ない学生については、申請によって在学中の保険料納付を猶予(先送り)される「学生納付特例制度」が設けられています。

国民年金の保険料が未納になっていると、万一、病気やケガで重い障がいが残ったときに障害基礎年金が受け取れないことがあります。学生納付特例が承認された期間は障害年金の受給資格要件に含まれます。学生で所得が少なく保険料の納付が困難な場合は、学生納付特例を申請しましょう。

#### ●対象となる学生

大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校などに在学する方のうち、本人の所得が一定以下の方

#### ▼所得基準

118万円+扶養親族等の数×38万円+社会保険料控除など

#### ●特例対象期間

4月から翌年3月までの1年間。

年度の途中で20歳を迎える方は、誕生日の前日の属する月からとなります。

#### ●手続き

役場窓口にて備え付けの申請書または年金事務所から送付された申請書に、必要事項を記入し提出してください。

年度の途中で20歳を迎える方は、年金事務所より送付される「資格取得届」とあわせて、手続きをお願いします。

#### ●必要な書類

申請には、平成27年度有効の学生証(写し)または在学証明書(原本)の添付が必要です。

#### ●注意事項

- ①特例の承認を受けてから10年以内の期間は、さかのぼって保険料を納付すること(追納)ができます。ただし承認を受けた期間から3年度目以降に追納する場合は、経過期間に応じて加算額が加わります。
- ②特例の承認を受けた期間は、年金の「受給資格期間」には含まれますが、保険料を追納しなければ、「年金額」には反映されません。
- ③保険料を追納する場合は、納付書が必要となります。基礎年金番号が確認できる書類(年金手帳など)をご準備のうえ、年金事務所または役場窓口にて手続きください。
- ④引き続き学生納付特例制度をご利用する場合でも、毎年度申請が必要となりますが、毎年2月下旬までに納付特例の承認を受けた方で引き続き在学予定である方には、ハガキ形式の申請書が送付されますので、手続きください。この場合の申請には、在学証明書などの添付は必要ありません。

☎郡山年金事務所 ☎024-932-3434

町民生活課 ☎72-6933